

京都市訓令甲第 25 号

会 計 室

京都市会計管理者等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 22 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

別表会計管理者の項第 6 号を削り、同項第 7 号中「規則」を「京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則」に改め、同号を同項第 6 号とする。

別表会計室長の項第 6 号を削り、同項第 7 号中「規則」を「京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 8 号から同項第 41 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(行財政局人事部人事課)